

## 和歌山県の 福祉に関する総合相談窓口

和歌山県は市町村と連携して、見守り体制の充実や総合相談体制の整備など、福祉のサービスが必要な全ての方に適切な支援が届く仕組みを作ります。

### この様なことで困っていませんか？

- 福祉のことで相談したいけど、どこに相談したらいいのかわからない。
- 福祉の支援を受けたいけど、制度がないのでどうすればいいのかわからない。
- 新しい福祉の課題や解決策について相談したい。

### そんな方は下記の総合相談窓口までご連絡ください

担当部署	電話番号
和歌山県庁 福祉保健総務課	☎ 073-441-2472
海草振興局 健康福祉部	☎ 073-482-5511
那賀振興局 健康福祉部	☎ 0736-61-0020
伊都振興局 健康福祉部	☎ 0736-42-0491
有田振興局 健康福祉部	☎ 0737-64-1292
日高振興局 健康福祉部	☎ 0738-22-3481
西牟婁振興局 健康福祉部	☎ 0739-26-7931
東牟婁振興局 健康福祉部	☎ 0735-21-9610
東牟婁振興局 健康福祉部串本支所	☎ 0735-72-0525

### そこで…

- 専門の窓口（所管課室あるいは機関）や支援機関にご案内します。
- 専門の窓口などと一緒に対応を考えます。

※専門の窓口や支援機関がわかっている方は、今までどおり直接そちらにご相談ください。

※上記の総合相談窓口に加え、各市町村の総合相談窓口および専門の相談窓口については、

### 和歌山県ホームページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp>に掲載しています。

【和歌山県の福祉に関する総合相談体制】

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040100/soudan/taisei.html>

県・市町村の相談窓口は、

「相談先がわからない方はとりあえずここに電話してください。ご用件をお伺いして、専門の窓口にご案内します。」

という窓口です。

また、福祉サービスを充実させるために、地域の福祉課題も集めて、今後の事業にいかします。

全ての県民の方が適切な福祉の支援を受けることができるよう、和歌山県内の相談・支援体制を整理し、

県・全振興局・市町村の福祉に関する相談窓口の連絡先をお知らせするものです。

地域で支え合い、安全・安心に暮らせる社会づくりに向けて お互いに見守り、支えあえる社会を目指して

和歌山県福祉保健部長寿社会課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 ☎073-441-2521

地域で支え合い  
安全・安心に暮らせる  
社会づくりに向けて



和歌山県

# 誰もが地域で安全・安心に暮らしていける社会づくりを目指し、住民の方々が互いに助け合い、支え合うことが求められています。

## これからの地域社会で求められることとは？

和歌山県は、年々少子高齢化や人口の減少が進んでおり、今後も全国に先行する形で進んでいくことが予測されています。

このような状況の中で、地域では都市部と過疎地域の偏在化等により、住民と地域社会の関わりが薄れ、住民相互の連帯意識の希薄化が進んでいます。そのような地域では、高齢者の孤立化、介護や子育て等によるストレスの増大、災害時や防犯等の備え等、地域で生活する上での様々な不安や課題が増大してきています。

そのため、こうした不安や課題を取り除き、誰もが地域で支え合い、安全・安心に暮らしていける社会づくりを目指すためには、行政をはじめ、地域の様々な方々が互いに助け合い、協力して、地域全体をより温かく見守り合える地域にしていくための取り組みが求められています。

そこで、県では地域全体で互いに見守り合える地域づくりに向け、地域の実情に応じた見守り等の福祉活動をより地域社会に広めていくため、社会奉仕の精神による見守り活動等のボランティアである“地域見守り協力員”としての活動を支援しているところです。

そして、既に地域のために見守り活動等にご尽力頂いている方々だけでなく、隣近所等のより多くの方々に、住み慣れた地域に応じた見守り活動等へのご協力を頂くことで、地域全体で互いに助け合い、支え合っていける社会づくりを目指したいと考えています。



### 地域見守り協力員とは

行政や福祉関係機関、地域の民生委員・児童委員等と連携・協力して、普段の生活の中で、高齢者等へのさりげない見守りや声かけなど、地域ごとの実情に応じた見守り活動にできる範囲で協力頂いているボランティアの方です。

(社会づくりに向けて)

## 期待される地域での見守り

次のようなことは、誰もが地域で支え合い、安全・安心に暮らしていける社会づくりのためには、隣近所同士の方々をはじめ、地域全体でお互いに心がけて頂くことが大切です。

見守りのポイント

### 1 さりげない見守り

普段の生活の中での散歩や買い物時等、住み慣れた地域の状況や下記のような福祉情報(異変のサイン)にそれとなく関心や注意を払っていただくことが大切です。

### 福祉情報(異変のサイン)の例示

- 顔を見せない  
以前までは、よく姿を見せていた地域や趣味の集まり等に急に現れなくなった方がいる。
- 洗濯物  
雨や夜になってもずっと洗濯物が干したままであったり、天気の良い日が続いても洗濯物が干されていない家がある。
- 屋内外の電灯  
夜間に幾晩も続けて電灯がついていなかったり、天気の良い日が続いているのに電灯がついたままとなっている家がある。
- ゴミ出し  
ゴミの回収日に、いつものようにゴミが出されなくなった方がいる。
- 新聞・郵便・宅配便  
新聞受けや郵便入れに新聞や郵便物が溜まっている。または宅配便の不在票が何日もドアの隙間にはさまれたままの家がある。
- その他  
・天気の良い日が続いているのに雨戸が閉め放しになっている家がある。  
・最近、近所に見慣れない人や車が頻繁に出入り、あるいは長時間駐車していたり、高額または大量の商品が運ばれ置かれている。



見守りのポイント

### 2 声かけ

地域での見守りの中で、「声かけ」がもっとも大切なことといえます。声かけには、普段の生活の中で、隣近所同士の挨拶等や地域の集会、ふれあいサロン等への参加の機会等で、より多くの方々と顔見知りになれることが期待されます。

はじめは、急がずに、自分のペースで、声かけによる「おはようございます」「こんにちは」といったあいさつを交わすことのできる関係を築き、じっくり時間をかけながらより多くの方々と気さくに話ができる間柄に発展させていきましょう。

※このような見守りの目的は、個別世帯への調査や、個人情報の収集等、積極的な福祉情報を発掘していくためのものではありません。

